

## 葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金交付要綱

### (目的)

第1 本町におけるスポーツツーリズムの推進を図るため、スポーツ合宿等の誘致や町外からのチームが参加するスポーツ大会等を開催することにより、交流人口の拡大と地域の活性化を目的に、スポーツ合宿等に要する経費に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則（昭和35年規則第5号。以下、「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿等 町内の宿泊施設等を1泊以上利用し実施するスポーツの合宿及びスポーツ大会等をいう。
- (2) スポーツ大会等 スポーツ大会等運営団体が主催する町外からのチームが参加するスポーツ大会、スポーツ講習会をいう。ただし、町や広域、県大会等の委任された大会を除く。
- (3) 宿泊施設等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する、町内のホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業に係る施設をいう。
- (4) スポーツ大会等運営団体 スポーツ大会等を主催するNPO法人葛巻町体育協会及び同協会に加盟するスポーツ団体、または町内のスポーツ少年団をいう。
- (5) スポーツ合宿団体等 町外に住所を有する小学生、中学生、高校生、大学生及び社会人が所属する5名以上のスポーツクラブ、団体及びサークル等の監督、選手をいう。
- (6) スポーツ施設等 町内のスポーツ施設、学校施設をいう。

### (補助金の内容)

第3 第1に規定する補助金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) スポーツ合宿等宿泊費補助金（以下「宿泊費補助金」という。）
- (2) スポーツ大会等誘致運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）

### (補助金の額及び交付対象者)

第4 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表1のとおりとする。

- 2 前項に規定する補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、スポーツ合宿等を実施するスポーツ合宿団体等及びスポーツ大会等運営団体とする。

(交付要件)

第5 第3第1項第1号に規定する宿泊費補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) スポーツ施設等を利用し、宿泊施設等に宿泊すること。ただし、宿泊施設等が満室の場合、当該宿泊施設等が提携する町外の宿泊施設に宿泊した場合も含むものとする。
- (2) 当該年度の3月31日までにスポーツ合宿等が終了していること。ただし、3月31日以降も連続して行われる場合は、当該スポーツ合宿等が終了するまでとする。
- (3) スポーツ合宿等が宗教的、政治的活動又は営利を目的としたものでないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付以外に、町から他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 第3第1項第2号に規定する運営費補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) スポーツ大会等運営団体が企画主催したスポーツ大会等であること。
- (2) スポーツ施設等を利用する大会であること。
- (3) 町外からの参加を含み、6チーム、概ね50人以上のスポーツ大会等であること。
- (4) 当該年度の3月31日までにスポーツ大会等が終了していること。ただし、3月31日以降も連続して行われる場合は、当該スポーツ大会等が終了するまでとする。
- (5) スポーツ大会等が宗教的、政治的活動又は営利を目的としたものでないこと。
- (6) この要綱に基づく補助金の交付以外に、町から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(手続きの委任及び代行受領)

第6 第3第1項1号に規定する宿泊費補助金の交付を受けようとする者は、宿泊を希望する宿泊施設等を代行者と定め、委任状を提出することで、交付手続きを委任することができる。

- 2 前項の規定により、委任を受けた宿泊施設等は交付対象者に代わり、補助金の申請をして、補助金を受領することができるものとする。

(申請の変更)

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業の20%を越える増減以外の変更とする。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則及び本要綱により規定する提出書類、提出期日は、別表2のとおりとする。

(補則)

第9 この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

事業名	対象経費	補助金の額	補助限度額
スポーツ合宿等宿泊費補助金	スポーツ合宿等に要する宿泊料	<p>宿泊日数に応じて下記金額を積み上げた額及び宿泊 1 人 1 泊につき牛乳 1 本</p> <p>1 泊目=1,000 円  2 泊目=1,500 円  3 泊目=2,000 円  4 泊目=2,500 円  5 泊目=3,000 円  6 泊目=3,500 円</p>	1 回のスポーツ合宿等で 1 人 13,500 円を上限とする。ただし、当該年度で 1 団体 50 万円、牛乳は 6 泊合計 240 本を限度とする
スポーツ大会等誘致運営費補助金	スポーツ大会等の運営に要する経費	<p>基本額 10,000 円</p> <p>加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 日、2 会場開催以上 5,000 円</li> <li>・ 20 チーム 150 人以上 5,000 円</li> <li>・ 県外 3 チーム以上 5,000 円</li> <li>・ 宿泊 3 チーム以上 5,000 円</li> </ul>	1 大会あたり、運営経費を超えない範囲で、30,000 円を上限とする。

別表 2 (第 8 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
要綱第 6 の規定による書類	葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金（スポーツ合宿等宿泊費補助金）交付手続きに関する委任状	第 1 号	1 部	事業開始の 15 日前
規則第 4 条の規定による書類  (交付の申請)	葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金交付申請書 1 事業計画書  2 収支予算書(スポーツ大会等誘致運営費補助金) 3 その他町長が必要と認める書類	第 2 号  第 3 号の 1 又は 2 第 4 号	各 1 部	事業開始の 15 日前
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類  (交付の条件)	葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書  2 収支予算書(スポーツ大会等誘致運営費補助金) 3 その他町長が必要と認める書類	第 5 号  第 3 号の 1 又は 2 第 4 号	各 1 部	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類  (補助金の交付)	葛巻町スポーツツーリズム奨励補助金請求書 1 事業実績書  2 収支決算書(スポーツ大会等誘致運営費補助金) 3 その他町長が必要と認める書類	第 6 号  第 3 号の 1 又は 2 第 4 号	各 2 部	事業完了から 15 日以内